

第一期青森市子ども・子育て支援事業計画では、待機児童の解消を図るため、既存の教育・保育施設による利用定員の増のほか、小規模保育事業や分園設置等により、不足する利用定員の確保に努めてきたところ。

第二期計画においては、計画の最終年度である令和6年度では、現在の利用定員でも市全域のみならず4つの提供区域の全てで充足する見込み。

第二期計画に基づき、教育・保育の量及び質を確保するとともに持続可能な提供体制を構築することを目的に教育・保育施設等の認可等や分園設置等に関する基本的な考え方を定めた事務取扱要領を制定する。

【主な内容】

第1条 目的

第2条 用語の意義

第3条 教育・保育施設に係る認可・認定の取扱い

認定こども園 … 既存施設からの移行に限り容認。（新設不可）

幼稚園 … 設置の必要を認めない。（認可権限は都道府県）

保育所 … 認可しない。

第4条 教育・保育施設に係る分園の取扱い

新設 … 入所児童の環境変化の防止や小学校への接続の観点から利用児童年齢を拡充する等の場合を除き、利用定員の増加を伴う分園の設置は認めない。

分園の要件 … 国の通知に定めるもののほか、分園の定員規模は本園の半数以内、本園と分園との距離は、徒歩30分以内を目安。

第5条 地域型保育事業に係る認可の取扱い

既設の認可外保育施設からの移行を除き、認可しない。

第6条 施設の移転の取扱い

移転先の需給状況、入所児童の処遇、保育士等の雇用確保その他の事情を踏まえ、個別協議による。